

令和4年度 第1回 久留米市国民健康保険運営協議会議事録

1 日 時 令和4年8月31日(水) 13:30~14:30

2 場 所 久留米市職員会館 メルクス3階 ホール

3 出席者 (委員)

区 分	氏 名	出欠
公益代表	田中 功一	○
	南島 成司	○
	吉武 憲治	○
	大熊 博文	
被保険者代表	中村 愛	○
	藤吉 ちよか	
	古賀 香代子	○
	田中 真知子	
保険医又は保険薬剤師代表	植田 省吾	○
	首藤 俊介	○
	富田 裕輔	○
	満安 徹也	○
被用者保険等保険者代表	大淵 工	○
	権藤 裕子	○

4 会長・副会長の選出

会長に田中功一委員、副会長に南島成司委員を選出

5 報告事項

<p>質疑要旨</p> <p>(1) 令和4年度久留米市国民健康保険運営協議会での協議事項について 質疑なし</p>			
<p>(2) 久留米市国民健康保険事業の状況</p>			
<p>質問・意見等</p>		<p>回答</p>	
<p>委員</p>	<p>説明資料7ページの「被保険者の現状」について、ここ数年間で大幅に被保険者数が減少しているが、この部分の内容について再度説明してほしい。</p>	<p>事務局</p>	<p>ここ数年の被保険者数の大幅な減少は、後期高齢者医療制度への移行が大きな要因です。国保の被保険者は、75歳になると後期高齢者医療へ移行しますので、それに伴う減少です。また、市の人口についても減少しているという点も、減少の要因の一つとなっています。</p>
<p>(3) 令和3年度久留米市国民健康保険事業特別会計決算（見込） 質疑なし</p>			
<p>(4) 令和4年度久留米市国民健康保険事業特別会計予算 質疑なし</p>			
<p>(5) 久留米市健康保険事業特別会計の財政状況について</p>			
<p>質問・意見等</p>		<p>回答</p>	
<p>委員</p>	<p>国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行する際の保険料についてお尋ねしたい。 家族が7月に後期高齢者となり、後期高齢者医療の保険料の納付通知が来た。国保の1年間の保険料をすでに納付していたが、後期高齢者医療からも3月までの保険料の請求があったので納めた。 来年度からの保険料はどのような計算になるのか。</p>	<p>事務局</p>	<p>国保の保険料については、ご家族が7月に後期高齢者医療となったということでしたら、その方の4月～6月分の国保料と後期高齢者ではない他の世帯員の方の1年分の保険料を計算して、納付通知書をお送りしております。 後期高齢者医療の保険料は、7月～3月の保険料を計算し、お誕生日の翌月に納付通知書をお送りしております。 後期高齢者医療は個人単位で、国民健康保険は世帯単位で保険料が計算されますので、来年度は、75歳になられたご家族の後期高齢者医療の保険料（1年間分）と、その他の世帯員の方の国保料（1年間分）をお支払いいただくことになります。 また、国保から後期高齢者医療へ移行する場合、対象者の74歳までの国保料を計算して通知しておりますので、基本的に還付は発生しません。75歳になった翌月から後期高齢者医療の保険料に切り替わるようになっています。</p>
<p>(6) 今後の久留米市国民健康保険運営協議会について(スケジュール) 質疑なし</p>			